

病児保育のご案内

令和8年度版

お子さんが病気の時、仕事などの都合で家庭での保育が難しい場合に、専用の病児保育室において、看護師と保育士が保育を行います。

対象となるお子さん

※以下の条件すべてに該当するお子さん

年齢	生後5か月～小学3年生
病状	回復期ではないが、病状が安定していること
保育状態	集団保育が困難、かつ家庭保育ができないこと
居住・勤務	松本市・塩尻市・山形村・朝日村・木祖村に在住、もしくは保護者が松本市に勤務

利用できる日時

利用日	月曜～金曜 ※祝日及び12月29日～1月3日までを除く
お盆期間のお休み	相澤病院 ⇒ 8月14日～16日 梓川診療所・丸の内病院・まつもと医療センター ⇒ 8月13日～16日
利用時間	午前8時～午後6時
1回の利用回数 の上限	4施設合わせて5日以内(原則)

※感染症の種類や症状によっては利用できない場合があります。

実施施設（市内4か所）

施設名	電話	定員(1日)
相澤病院「ひだまり」	080-2351-3003	4人
梓川診療所「ハイジ」	0263-88-5681	8人
丸の内病院「わかば」	0263-88-8608	10人
まつもと医療センター「ひまわりハウス」	0263-58-3526	6人

利用料金

松本市内在住者の利用料金

対象児童の区分	利用時間に応じた1日あたりの料金		
	4時間以内	4時間を超え 8時間以内	8時間を超えるごとに 30分以内ごと
保育園・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設に在籍している児童	無料	無料	100円 ※延長保育利用児童は、登録時間内は無料
上記以外の児童(未就園児・小学生)	650円	1,300円	100円

※塩尻市・山形村・朝日村・木祖村の方は各自治体にお問い合わせください。

納入方法

- 利用月の翌月に、松本市役所こども育成課から「納入通知書」を郵送
- 金融機関・郵便局・コンビニ等でお支払い
- 支払期限：納入通知書記載の期日（利用翌月の最終平日）を守ってください。

利用までの流れ（事前登録制）

事前登録

松本市「公式LINE」から病児保育ネット予約サービス「テオテ」にアクセスし、**希望の利用施設ごとに登録**

- 登録方法は松本市ホームページをご確認ください。
- 施設の承認が必要なため、早めの登録をおすすめします。

【登録に必要なもの】

- (1) 母子手帳
- (2) 保育必要量が分かる書類

(支給認定証、支給認定決定通知書、認可外保育施設在園証明書^{*1}のいずれか)

^{*1}：上部のQRコードからダウンロードできます。

松本市HP
病児・病後児保育事業



医療機関を受診

「**診療情報提供書**」を持参して、かかりつけ医等の診察を受け、発行してもらう。

【診療情報提供書】

- 松本市ホームページからダウンロード、または、市役所こども育成課・各病児保育室・市内公立保育園に設置してあります。
- 「松本市小児科・内科夜間急病センター」では、診療情報提供書の発行はできません。
- 発行日から7日以内が利用可能です。

(ただし、診療時と症状が変わりなくその間一度も登園をしていないこと。)

予約

「**テオテ**」から**ネット予約**をお願いします。

【利用の前開室日】

12:00	翌日の予約受付開始
16:30~18:00	施設から利用可否の連絡

例) 水曜日にご利用する場合
→火曜日の12:00から予約受付開始

●予約について

・**予約先着順ではありません。**お子さんの病状や施設の受け入れ体制等を総合的に判断して決定します。

●利用可否の連絡について

次の方は利用当日の朝に連絡します。

- ・18:00までに診療情報提供書をアップロードのない場合
- ・閉室後（18:00以降）に予約した場合
- ・利用前日が閉室日の場合

利用

【利用の当日】

7:30	キャンセル締め切り
7:45~8:15	施設から利用可否の連絡
8:00	お預かり開始

【施設に当日提出するもの】

- (1) 診療情報提供書
- (2) 保険証（資格確認書・マイナ保険証も可）
- (3) 福祉医療費受給者証
- (4) 保育必要量が分かる書類

【持ち物】

施設ごとに異なります。

各施設のホームページをご確認ください。

その他

次の場合は利用できないことがあります。事前に病児保育室へお電話でお問い合わせください。

- 感染症を有し、かつ、感染のおそれがあるとき
- 病状が重く、入院加療の必要があるとき
- 定員を超え、病児保育の実施体制の維持が困難であるとき
- その他、病児保育を行うにあたり、不相当と認めるとき

※保育中に医師の処置が必要となった場合の医療費は利用者の負担となります。

【お問い合わせ】

松本市役所 こども育成課 児童担当（松本市役所東庁舎別棟1階）
TEL：0263-34-3261（直通） FAX：0263-34-3309

松本市HP
病児・病後児
保育事業

